



2022年5月11日

各 位

会 社 名 T I S株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 安史
(コード番号 3626 東証プライム市場)
問合せ先 経営管理部長 木村 高宏
(Tel. 03-5337-4569)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第14期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

現行定款の一部を以下の通り変更したいと存じます。

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の①～④のとおり変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の申請および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 加えて、不統一行使に関する事前通知書の様式をインターネットによる通知を可能とするため、現行定款第19条(議決権不統一行使の通知の方法)を削除するものです。
- (3) その他、上記削除に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条) (記載省略)	第1条) (現行どおり)
第15条	第15条
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削 除)
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(電子提供措置等)
第16条	第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
第17条	2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法律省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第17条 ～ 第18条	第17条 ～ 第18条 (現行どおり)
(議決権不統一行使の通知の方法)	(削 除)
第19条 会社法第313条第2項に定める通知は、書面をもって行う。	
第20条 ～ 第50条	第19条 ～ 第49条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
	1. 変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第16条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
	3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日 (金)
定款変更の効力発生日 2022年6月24日 (金)

以 上